

柏市明るい選挙推進委員設置基準

(設置)

第1条 選挙人の政治意識の高揚を図るとともに、明るい選挙を効果的に推進するため、選挙管理委員会に明るい選挙推進委員（以下「委員」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員は、有志活動者（ボランティア）として、選挙啓発、その他明るい選挙推進に必要な活動を行うものとする。

(委嘱)

第3条 委員は、柏市永久選挙人名簿に登録されている者のうちから柏市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）が委嘱する。

(定数)

第4条 委員の定数は、60人以内とする。

(選任)

第5条 委員は、次に掲げるところにより選任する。

- (1) 近隣センター区域の居住者 各2名
- (2) 識見を有する者 若干名

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推薦)

第7条 第5条第1号の委員の選任は、各ふるさと協議会の代表者から候補者の推薦を受けて行うものとする。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条ただし書の規定は、平成18年4月1日以降に委嘱する委員から適用する。

3 平成17年度の委員の定数は、第4条の規定にかかわらず、平成16年度における柏市及び沼南町の明るい選挙推進協議会委員の総数以内とする。

4 平成17年度に委嘱する委員の任期は、第6条の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。